

事 務 連 絡
令和5年6月8日

各 都 道 府 県 } 合併特例事業担当課 御中
各政令指定都市 }

総務省自治行政局市町村課

合併特例債を財源とした事業に関する繰越明許費の設定について

それぞれの合併市町村においては、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第11条の2第1項に規定する地方債（以下「合併特例債」という。）を財源とした事業について、計画的に進めていただいているものと承知しております。

その上で、合併特例債に係る繰越の考え方については、「合併特例事業に係る地方債発行状況等調査の結果について」（令和4年9月29日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡）の別紙2によりお示ししているところですが、合併市町村を取り巻く現下の状況等を踏まえ、このたび、改めて、考え方を整理いたしましたので、別紙のとおり送付します。

つきましては、指定都市を含む合併市町村において、別紙を踏まえ、適切に御対応いただくこととなるよう、各指定都市におかれてはご留意いただくとともに、各都道府県におかれては、域内の合併市町村（指定都市を除く。）に対し、ご周知のほどよろしく申し上げます。

<担当>	総務省自治行政局市町村課 内田、土屋
	電話 03-5253-5516
	E-mail shichousonka01@soumu.go.jp

問 1

合併特例債の発行可能期間のうち最終年度中の完了を予定していた充当対象事業において、その翌年度以降にわたる明許繰越（地方自治法第213条第1項中、「予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」に基づくもの。）もしくは事故繰越を実施することとなった場合、合併特例債の取扱いはどのようになりますか。

答 1

旧合併特例法第11条の2では「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、（中略）財源とすることができる」と定められています。

事業を翌年度に繰り越す場合には、その財源となる同意等を得た地方債も併せて翌年度に繰り越して発行することができ、地方自治法施行令第142条第1項では、地方債はそれを計上した予算の属する年度の収入として取扱うこととされています。

このことから、繰越事業は発行可能期間を超えて行なわれることとなるものの、前年度に同意等を得て繰り越した合併特例債については、予算を計上した年度の収入として取り扱うことから、合併特例債を事業の財源とすることができる期限を定めた旧合併特例法の規定には抵触しないものと解されます。

なお、平成30年の附帯決議において、期間内に「実施・完了することができるよう」とされていることや、繰越制度の趣旨を踏まえ、起債の協議等に当たっては、適切に説明を行う必要があります。

問 2

合併特例債の充当対象事業について、地方自治法第213条第1項中、「その性質上（中略）年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」に基づき、地方自治体において繰越明許費を設定することはできますか。

答 2

地方自治法第213条第1項に規定される繰越明許費のうち、「その性質上（中略）年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」に基づく繰越明許費については、当該年度中の事業完了を予定して所要の財源を措置することを前提に、自然的、社会的諸条件等の外部的要因により、執行が翌年度にわたる可能性がある場合に設定可能です。この場合、繰越明許費の設定に当たり、法律上の発行可能期間であれば、合併特例債を繰越財源とすることが可能です。

各自治体におかれては、次ページの「想定される事例」を参照の上、各自治体のご事情により適切にご判断いただき、設定願います。

合併特例債の発行可能期間終了年度の事業に関する繰越明許費の設定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（繰越明許費）

第二百十三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

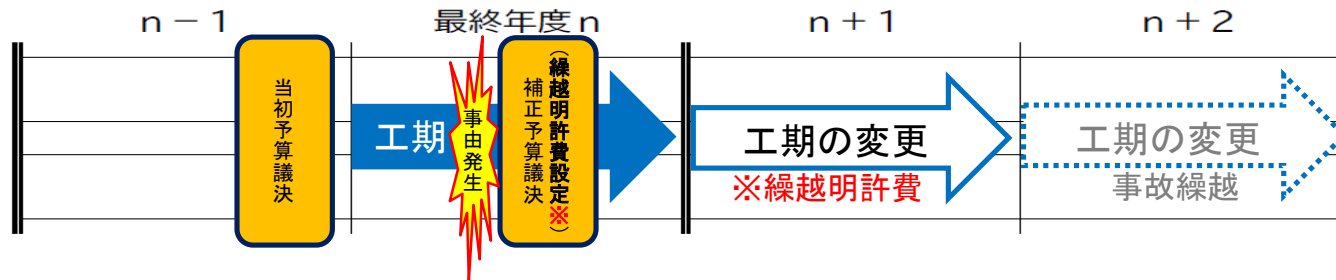
（予算の執行及び事故繰越し）

第二百二十条 略

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

想定される事例

- 予算成立後、悪天候や突発的事故等の事由により工事に遅延が生じたことにより、合併特例債の発行可能期間の最終年度内に支出が終わらない可能性がある事例
⇒ 「予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」として、繰越明許費を設定可。



- 予算の編成時点において、
 - ・ 度重なる地震、豪雨災害からの復旧・復興事業の優先的な実施や、住民間の合意形成の難航
 - ・ 近年の物価や資材の高騰等の影響による、入札不調や資材の調達難など、自然的、社会的諸条件等の外部的要因により、合併特例債の発行可能期間の最終年度内に支出が終わらない可能性がある事例
⇒ 「その性質上年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」として、繰越明許費を設定可。

